

○ 経済産業省
環境省 告示第一号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（令和八年

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環

務省、法務省、文部科学省、経済産業省、
林水産省、経済産業省、
令第一号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に
環境省、防衛省

関する省令の一部を改正する省令（令和八年 経済産業省
環境省 令第一号）の施行並びに温室効果ガス算定排

出量等の報告等に関する命令第一条第八号に規定する環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣が定

農林水産省

める森林等炭素蓄積変化量（令和八年三月 経済産業省告示第一号）の適用に伴い、並びに温室効果ガ

環境省

ス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を実施するため、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年三月二十三日

経済産業大臣 赤澤 亮正

環境大臣 石原 宏高

調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件

調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成二十二年三月
環境省 告示第四号）の一部を次

のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法</p> <p>1 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から第一号から第四号（森林等炭素蓄積変化量が負の値である場合を除く。）まで及び第五号に掲げる量の全部若しくは一部を控除し、並びに第四号（森林等炭素蓄積変化量が負の値である場合に限る。）の値の絶対値、第六号及び第七号に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、その量が零を下回る場合には零とする。</p> <p>一 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までににおいて排出量調整無効化（国内認証排出削減量にあっては他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に係る取組並びに自らの温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組（森林の整備及び保全によるものに限る。）を自らの温室効果ガスの排出の量の削減等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量を移転できない状態にすることを、海外認証排出削減量にあっては無効化（令和二年十二月三十一日以前に行われた国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量であって、地球温暖化対策</p>	<p>第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法</p> <p>1 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から第一号から第三号までに掲げる量の全部若しくは一部を控除し、及び第四号に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、その量が零を下回る場合には零とする。</p> <p>一 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までににおいて排出量調整無効化（国内認証排出削減量にあっては他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の量の削減等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量を移転できない状態にすることを、海外認証排出削減量にあっては無効化（令和二年十二月三十一日以前に行われた国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量であって、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）附則第二条第一項の規定により国際協</p>

の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）附則第二条第一項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものにあつては、取消し）を行うことをいう。以下同じ。）をした国内認証排出削減量（電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第二項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの及び第三第五項の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。）

二・三 （略）

四 特定排出者が所有する森林及び木材に係る森林等炭素蓄積変化量

力排出削減量とみなされるものにあつては、取消し）を行うことをいう。以下同じ。）をした国内認証排出削減量（電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第二項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの、熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下同じ。）が報告命令第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの及び第三第五項の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。）

二・三 （略）

（新設）

五 其他の特定排出者から四月一日から翌年三月三十一日までに
おいて譲渡された森林又は木材に係る当該他の特定排出者が
過年度に報告した森林等炭素蓄積変化量

六 (略)

七 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて
他の者に譲渡した森林又は木材に係る過年度に報告した森林
等炭素蓄積変化量

2 調整対象温室効果ガス排出量は、次に掲げる量を合算して得
た量とする。

一 次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除
く。）を合算して得た量

イ〜ハ (略)

二 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用され
た他人から供給された算定省令第二条第六項第一号及び
第二号に掲げる熱の量に、同号に定める係数を乗じて得
られる量

ホ 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用され
た他人から供給された算定省令第二条第六項第三号に掲
げる熱の量に、報告命令第二十条の二第三項に規定する
調整後排出係数のうち、当該熱を供給する熱供給事業者
のものを乗じて得られる量

二・三 (略)

(新設)

四 (略)

(新設)

2 調整対象温室効果ガス排出量は、次に掲げる量を合算して得
た量とする。

一 次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除
く。）を合算して得た量

イ〜ハ (略)

二 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用され
た他人から供給された算定省令第二条第六項第一号に掲
げる熱の量に、同号に定める係数を乗じて得られる量

ホ 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用され
た他人から供給された算定省令第二条第六項第二号に掲
げる熱の量に、報告命令第二十条の二第三項に規定する
調整後排出係数のうち、当該熱を供給する熱供給事業者
のものを乗じて得られる量

二・三 (略)

第三 調整後温室効果ガス排出量の調整に当たつての留意事項

1・2 (略)

3 第二第一項の規定による調整後温室効果ガス排出量の調整における同項第一号から第四号までに掲げる量の控除について、国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度（国内における他の者の二酸化炭素の排出の抑制に寄与する取組（再生可能エネルギー源（永続的に利用することができる）と認められるエネルギー源をいう。）を活用するものに限る。）により削減がされた二酸化炭素の量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であつて環境省及び経済産業省が運営するものが、二酸化炭素の量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減がされなかつたものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。以下この項において同じ。）において認証をされた二酸化炭素の量（非化石電気の使用により削減された二酸化炭素の量に限る。）及び非化石証書に係る非化石電源二酸化炭素削減相当量の合計は、第二第二項第一号口に定める量を上限とし、国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証をされた二酸化炭素の量（非化石熱の使用により削減された二酸化炭素の量に限る。）は、同号二に定める量を上限とする。

第三 調整後温室効果ガス排出量の調整に当たつての留意事項

1・2 (略)

3 第二第一項の規定による調整後温室効果ガス排出量の調整における同項第一号から第三号までに掲げる量の控除について、国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度（国内における他の者の二酸化炭素の排出の抑制に寄与する取組（再生可能エネルギー源（永続的に利用することができる）と認められるエネルギー源をいう。）を活用するものに限る。）により削減がされた二酸化炭素の量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であつて環境省及び経済産業省が運営するものが、二酸化炭素の量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減がされなかつたものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。以下この項において同じ。）において認証をされた二酸化炭素の量（非化石電気の使用により削減された二酸化炭素の量に限る。）及び非化石証書に係る非化石電源二酸化炭素削減相当量の合計は、第二第二項第一号口に定める量を上限とし、国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証をされた二酸化炭素の量（非化石熱の使用により削減された二酸化炭素の量に限る。）は、同号二に定める量を上限とする。

<p>4 (略)</p> <p>5 前項の場合において、特定排出者が国内認証排出削減量を創出し、排出量調整無効化をしたときは、当該国内認証排出削減量については、<u>第二第一項第六号</u>に定める移転をした量とみなす。</p> <p>6 彼の特定排出者が所有する森林を当該他の特定排出者に代わり管理している場合であつて、当該森林に係る森林等炭素蓄積変化量を自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることに同意しているときは、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。この場合において、当該他の特定排出者は当該森林に係る森林等炭素蓄積変化量を調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることはできない。</p> <p>7 算定排出量算定期間において、災害その他やむを得ない事由により、森林等炭素蓄積変化量が減少した場合は、減少した当該森林等炭素蓄積変化量を含めず<u>第二第一項第四号</u>に掲げる量の報告を行うことができる。</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 前項の場合において、特定排出者が国内認証排出削減量を創出し、排出量調整無効化をしたときは、当該国内認証排出削減量については、<u>第二第一項第四号</u>に定める移転をした量とみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和八年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、令和九年度以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第一項に規定する温室効果ガス算定排出量の報告について適用する。